

ジェイリース株式会社 定款

平成 16 年 12 月 2 日	定款変更	(目的)
平成 17 年 12 月 16 日	定款変更	(商号)
平成 18 年 10 月 26 日	定款変更	(公告の方法) (発行可能株式総数) (株券を発行する旨の定め)
平成 20 年 10 月 24 日	定款変更	(目的)
平成 22 年 10 月 22 日	定款変更	(事業年度の変更) (監査役会設置) (取締役、監査役の責任免除)
平成 24 年 6 月 8 日	定款変更	(目的) (公告の方法) (発行可能株式総数) (株主名簿管理人の設置)
平成 26 年 6 月 20 日	定款変更	(取締役の員数) (代表取締役及び役付取締役)
平成 27 年 6 月 26 日	定款変更	(発行可能株式総数) 他
平成 28 年 2 月 15 日	定款変更	(公告の方法) (発行可能株式総数) (自己の株式の取得) (単元株式数) (単元未満株式についての権利の制限) (株式総会参考資料等のインターネット開示 とみなし提供) (補欠監査役の選任) 他
平成 28 年 4 月 21 日	定款変更	(機関) (会計監査人) 他
平成 28 年 10 月 1 日	定款変更	(発行可能株式総数)
平成 29 年 7 月 1 日	定款変更	(発行可能株式総数)
平成 29 年 12 月 1 日	定款変更	(発行可能株式総数)
令和 4 年 6 月 23 日	定款変更	(目的) (機関) (電子提供措置等) (取締役への重要な業務執行の決定の委任)

		(監査等委員会規則)
		(剰余金の配当の基準日) 他
令和5年4月1日	定款変更	(附則)
令和5年6月23日	定款変更	(招集権者及び議長)
		(代表取締役及び役付取締役)
		(取締役会の招集及び議長)
令和6年3月1日	定款変更	(発行可能株式総数)
令和6年6月25日	定款変更	(目的)
令和7年6月20日	定款変更	(目的)

平成16年2月16日	作成
平成16年2月17日	公証人認証
平成16年2月27日	会社設立

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ジェイリース株式会社と称し、英文ではJ－LEASE CO., LTD. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 債務保証業務
- (2) 信用保証業務
- (3) 信用調査業務及び市場調査業務
- (4) 集金代行業務
- (5) 不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有並びに運用
- (6) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計
- (7) 損害保険代理店業
- (8) 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気、ガス、水道料金、駐車場料金、物置賃料、使用料、修繕費等代金支払保証業務
- (9) 金銭貸付業務、クレジット業務、各種債権の売買業務
- (10) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービス、ソフトウェア及びハードウェアの開発、販売、保守
- (11) 住宅確保要配慮者を対象とした居住支援業務
- (12) サッカーチームの経営及びスポーツ競技・イベントの企画、運営、管理
- (13) 旅行代理店業務
- (14) 農畜産業、林業及び水産業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) オフィス・オートメーションコンピュータ機器の販売業及びリース業
- (17) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大分市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、54,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 15 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は 3 名以上とする。

（取締役の選任方法）

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条 当会社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議により代表取締役若干名を選定する。

- 2 当会社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議により取締役社長 1 名を選定し、取締役会長、取締役副社長、取締役専務、取締

役常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の剰余金の配当及び中間配当金には、利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査等委員会設置会社移行前の同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

本書は、当会社の定款に相違ありません。

令和 7 年 6 月 20 日

ジェイリース株式会社

代表取締役 中島 拓

